

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第39号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。） ア (略) イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、 <u>栄養課課長代理</u> 、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、副救命救急センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、 <u>消化器内視鏡センター長</u> 、参与、参事及び副参事	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。） ア (略) イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、 <u>栄養課課長代理</u> 、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、副救命救急センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、参与、参事及び副参事

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。